

令和4年度 国補 大豆島3号雨水幹線2工区工事（汚水分）

施工条件提示書

長野市上下水道局下水道整備課

長野東部処理区 大豆島処理分区
令和4年度 国補 大豆島3号雨水幹線2工区
工事

長野市上下水道局下水道整備課

施工条件提示書

1. 総則

1. 当工事は、長野市公共下水道事業管渠工事標準仕様書（平成29年4月改訂）、長野市建設工事共通仕様書及び給水装置・排水設備工事指針に基づき施工すること。この提示書と一般仕様書が重複する事項については、この提示書によるものとする。

2. 工事概要

工種	内容と種類	規模	条件
管布設工（開削工法）	内径200mm(VU)	L = 134m	管径管種と工法は同等以上
マンホール設置工	内径900*600mm(小判型)	N = 2 基	部材の組み合わせは任意とする
マンホール設置工	内径300mm(小口径)	N = 1 基	部材の組み合わせは任意とする
取付管工	内径150mm	N = 1 式	内径150mmを指定する

3. 事前調査

1. 試験掘削の箇所数は任意とするが、地下埋設物の破損事故を未然に防止するため、多くの箇所を選点し埋設位置を正確に把握すること。また試験掘削の結果は書面をもって報告する。
2. 工事との因果関係を明確にするため、着手前に影響が予想される隣接家屋においては家屋調査を実施すること。調査範囲、戸数は監督員と協議すること。実施要領は家屋事前調査業務特記仕様書による。
3. 起工測量において、境界杭、境界ピン、測量ピン等は控えを取り、工事完了後に復元する。
4. 掘削により既舗装面への影響が予想される様な狭い道幅を有する道路は、事前に舗装肩の控えを取り、現況復旧に備える。
- ~~5. 家屋調査は下記のとおり行う。仮設方法が変更になった場合は必要戸数を変更対象とする。~~

家屋の種類	調査内容	調査数	備考
本造	家屋と家屋の周囲	〇〇軒	立坑築造のため

4. 施工計画一般

4-1. 施工計画書の提出

- (1) 受注者は、自ら立案した創意工夫や技術力に関して、施工計画書または協議書において提案し、工事完了までにその実施状況を所定の様式により提出することができる。

4-2. 工事カルテ

- (1) 請負額が500万円以上2,500万円未満の工事についても工事实績情報サービス（C O R I N S）に基づき所定の手続きをする。

4-3. 起工測量と施工図の作成

- (1) 本管の布設法線及びマンホール設置位置は任意とするが、地下埋設物等の位置関係を考慮するなど、最も経済的なラインを選定する。
- (2) 本管埋設深の決定に当たっては、取付管の深さ及び地下埋設物との離隔を考慮する。
- (3) 取付管の深さが本管埋設深に影響を及ぼす箇所は、取付管調書を作成すること。
- (4) 上流路線や将来計画路線がある場合は流入計画等に注意を払う。
- (5) マンホールの設置位置は、計画も含めた合流箇所及び道路の屈曲点、中間点とする。またスパン割や出入り口等も考慮し、可能な範囲で輪荷重が直接かからない位置を選定する。
- (6) 現地踏査及び起工測量の結果で工事目的物（施工延長、縦断計画、マンホール、取付管、またそれに伴う土工、舗装等）の数量に変更が生じた場合は、協議のうえ必要個数を設計変更の対象とする。

5. 使用機械

1. 本工事に使用する建設機械は任意である。ただし、特別に周辺環境に配慮する必要が生じたり、作業時間に制約を受けるなど、著しい変更が生じた場合は、使用機械について監督員と協議することができる。
2. 建設機械（別途指定）は排ガス対策型を使用すること。また低騒音及低振動についても十分に配慮する。

6. 掘削・埋戻し

1. 管基礎は土質を考慮した十分に支持力を有する構造とし、さらに管基礎が水位以深の場合は管種変更を含む基礎の検討協議をする。また床付けの置き換えを行う場合は

事前に協議する。

2. 設計埋戻土は数量調書のとおりである。

(使用材料)

発生土を使用すること。

3. 管渠基礎に使用する材料及び適合試験については下記のとおりとする。

(使用材料)

洗滌砂を使用すること。

4. 残土、及び建設副産物の処理については、別表1のとおりとし、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。また、受け入れ先、発生量、予期しない廃棄物の処理などの状況により、別表1に掲げる条件での処理が困難な場合、監督員との協議により変更の対象とする。

5. 残土処理に起因し発生した、地権者等の紛争及び地滑り、崩落等の問題については受注者の責により解決を図ること。

6. 当該工事が原因で一般道を破損及び汚損した場合は、受注者の責により処理すること。

7. 管布設

1. 使用資材は設計資材を基本とするが、現場条件に見合った資材を選ぶよう創意工夫を図る。
2. 本管口径は200mmを最低とする。それより大きな口径の管を使用する場合は流量計算等を行い、最低流速0.6m/secを確保する構造（勾配等）を有することとする。
3. 布設勾配は設計以上を確保する。

8. マンホール

1. マンホールと管の接続部は可とう継手を使用すること。また使用困難な場合は事前に協議することとする。
2. マンホール内の落差（ステップ）は直線部で2cm以上、曲線部で3cm以上設けることとする。
3. 国道、県道、道路幅員5.5m以上の市道（区画内道路を除く）には設計荷重T-25tの鉄蓋を使用する。人孔深6.0m以上のマンホールには中間スラブをGLから4.0m以内の位置に設ける。
4. マンホール鉄蓋の材料承認については、長野市上下水道局承認番号と製造メーカー名を記入すること。

~~9. 推進工~~

~~9-1. 工法の選定~~

- ~~-(1) 工法の選定にあたっては適用可能な工法を抽出し、施工性、安全性、経済性、現場の特殊性等を総合的に解析し決定する。また、選定理由は施工計画書に明記する。~~
- ~~-(2) 推進力、許容推進延長の算定は「下水道推進工法の指針と解説（社）日本下水道協会 2003」に基づき行う。~~

~~9-2. 空伏工~~

- ~~-(1) 高耐荷力推進ではコンクリート360°巻き立てとする。~~
- ~~-(2) 低耐荷力推進では砂基礎とする。~~
- ~~-(3) 立坑内の主圧計算式は下水道協会式を用いることとする。~~

~~9-3. 継手~~

- ~~-(1) 高耐荷力推進では立坑の外側40cm以内に管の継手部または可とう部を設ける様に管の割り付けを行う。~~
- ~~-(2) 低耐荷力推進ではマンホールとの接続部には可とう継ぎ手を使用する。~~

~~9-4. 坑口工~~

- ~~-(1) 発進坑口は地下水、土砂、滑材が立坑内に流出しないよう必ず設置する。~~

~~9-5. その他~~

- ~~-(1) 本推進区間における土質条件は以下を想定している。~~
 - ~~————— 玉石混じり砂礫層 ————— : L=23m~~
 - ~~————— 想定最大礫径 ————— : 750mm~~
 - ~~————— 礫一軸圧縮強度 ————— : 最大 244N/mm²~~
 - ~~————— N値 ————— : 30~50~~
 - ~~————— 地下水位 ————— : 地下水位以下 (透水係数 $k=10^{-3}$ cm/sec 程度 被圧なし)~~
- ~~-(2) 試験掘工など事前調査による土質が上記土質条件と異なり、推進工法の変更等が必要な場合は監督員と協議を行うこと。~~

10. 仮設工

10-1. 仮設物の計画

- (1) 本工事における仮設物は任意とする。仮設方法は土質条件や現場条件、周辺環境を考慮し、施工計画書に詳細に記し、監督員の承認を得たうえでそれに基づき施工管理、出来型管理を行う。仮設工事は変更対象から除外するが、土質条件及び現場条件が設計と著しく異なる場合は監督員と協議のうえ判断する。
- (2) 仮設計画を立てる際は安全かつ十分は機能を有しているものを採用し、応力安定計算書を施工計画書に添付する。なお本工事における仮設工事は重要仮設物と位置付け、建設工事土木公衆災害防止対策要綱に基づき適切に行う。
- (3) 仮設物とは土留め、立坑、覆工、地盤改良等の補助工法及び水替え、仮設道路、地下埋設物の防護復旧など設計書に数値表記のない工事である。
- (4) 仮設物を公道内の路面下に残置する場合、路面から1.5m以内はそれを撤去す

るものとする。ただし土質条件等により撤去が困難と判断される場合は監督員と協議する。また上流計画路線からの流入がある箇所、推進工法での到達が予想される場合は、その深さを問わず必要寸法を撤去するものとする。その位置については竣工図に明記する。

10-2. 土留工

(1) 掘削深さが1.5m以内についても土質条件、現場条件を考慮して土留を検討する。

10-3. 水替工

(1) 水替え時に用水路を利用する際は、用水管理者の承諾を得て、適切な処理方法で排水を行う。

10-4. 地盤改良工

~~(1) 地盤改良（薬液注入等）及び地下水位低下工法の実施にあたっては、家屋や井戸等の周辺調査を行い、それらに配慮した工法選定及び注入計画を立てること。また必要によって追加調査（ボーリング）を行う。想定される改良範囲が公道内にとどまらない場合は周辺地権者の承諾を得たうえで着手する。~~

~~(2) 薬液注入等の穿孔作業を実施する場合は、事前にその箇所の掘削調査を行い、ガイドパイプ等により地下埋設物を明示するなど、事故防止策を図る。~~

~~(3) 薬液注入の改良範囲は以下を最小とする。また注入率は薬液注入協会に準ずるものとする。~~

	発進部	到達部	改良図
改良断面	D: 推進管の外径 H: 改良高 B: 改良幅 b: 1.0mを最小とする h¹: 1.5mを最小とする h²: 1.0mを最小とする	発進部と同様とする	
改良厚さ	発進時の先導体の安定を考慮してL=2.0mを最小とし、先導体機長によっては2.0m~3.0mとする。また鋼管さや管方式では、鋼管長+1.0mとする。	発進部と同様とする	

11. 取付管

1. 位置決定にあたっては、後日トラブルのないように公図調査及び現地調査を基に、設置位置の配慮をする。
2. 設置の有無については、取付管確認書をもって全ての対象地権者に確認を得る。
3. 市街化調整区域の農地については原則として取付管は設置しないものとする。ただし、宅地開発等を予定している土地については協議する。
4. 取付管設置箇所には、表示杭を正確に設置すること。また竣工図にも正確に明示すること。
5. 排水設備工事の際、間違っていることが判明した場合は、受注業者の責任において設置箇所の調査（TVカメラ等）、工事等に要する費用を負担するものとする。

12. ~~舗装復旧~~

- ~~1. 舗装の取壊しは必要最小限にとどめ、必要以外の路面に亀裂、沈下等が生じた場合は受注者の負担により復旧するものとする。その他の道路施設についても同様の扱いとする。また区画線等は現況どおり復旧する。――~~
- ~~2. 本工事において、舗装復旧が仮復旧で行われる箇所については、出来型展開図のほかに面積確認用の展開図を作成する。舗装復旧が仮舗設か本舗設については事前に監督員に確認する。――~~
- ~~3. 本工事の舗装本復旧工において、管理測点は指定していないが、着手前に監督員と協議の上測点を決定すること。――~~
- ~~4. 本工事の舗装本復旧工において、起工測量を基に計画縦断図及び横断図を作成し、隣接宅地等への雨水流入また路面に滞水することのないように路面排水を検討するとともに、監督員に協議すること。――~~

13. 埋設管の保護

1. 工事区間内に既占用物がある場合、受注者は占用管理者立ち会いのもとに現地調査を行い、支障有無の判断に必要な資料を作成するなど、その協議に協力しなければならない。また協議の結果、移設が必要となる場合は、監督員に書面をもって報告し、監督員はそれを受けて支障物の移設依頼等の手続きを行うものとする。

水道の移設に掛かる期間は通常で移設依頼後1カ月ほどを有するが、規模によってはそれ以上掛かる場合もある。水道を移設しないと全く工事が進まないなど工程に影響する場合は、水道の移設に要した期間を工期延長の対象とする。

2. 工事区間内に埋設されている占用施設の内、移設が困難と判断されるものについては、工事による影響が生じないように防護措置を講ずること。防護方法は管理者の指示に従うが、特別な防護措置（ただし軽微なものは除く）が求められた場合は監督員

と協議し、必要な数量を変更の対象とする。また防護することにより本工事の仮設方法が変更になったり、工事の進捗に著しく影響する場合は、別途監督員と協議することができる。また万一損傷を与えた場合は受注者の負担により復旧するものとする。

14. 安全対策

1. 交通規制は規制帯と規制期間を極力短くし、袋小路にならぬよう可能な限り迂回路を設け、案内看板や交通誘導員の誘導により円滑な交通を確保する。
2. 工事区間内の舗装面は常に平坦性を保つよう万全を期すとともに、万一不備が見受けられた場合は直ちに改善等の措置を行い、関係機関に報告する。
3. 本工事区間における交通誘導員については以下のとおりとする。施工方法や工事工程が設計と著しく異なり、その理由が受注者に起因しない場合は、監督員と協議の上、必要人数を変更対象とする。

工 種	配置人員	配置日数	備 考
管布設工	2人/日		

特別に道路管理者及び警察の指示、または地元から要望を受けた場合はその必要配置人員を設計変更の対象とする。特別に指示のない場合は任意とする。

15. 周辺環境

1. 建設副産物の発生量を抑え、再生資源の活用を積極的に行う。またアイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機械の使用、工事従業員への教育など工事实施に当たって細心の注意を払うことにより、できる限り環境に配慮する。
2. 本工事には現場環境改善費（旧イメージアップ経費）が率計上されているため、現場着手前に実施内容について監督員と協議を行うこと。
3. 工事に伴う排水は、沈殿処理、pH管理等を行うなど環境に悪影響を与えないように処理する。
4. 仮置き場、資材置き場の位置指定はありませんが、なるべく工事区間内で選定し、受注者の責任において管理をする。また現場内で用地の確保ができない場合は、騒音や振動の面で住民からの反感をかわぬよう、周辺環境に配慮した場所を選定する。
5. ~~受注者は、「長野市公共工事率先実行計画」に基づき本工事を施工すると共に、別表2に掲げる項目について推進方法及び手順を施工計画書に記載する。また、別表3に該当する環境関連法については特に配慮する。~~

16. 地元調整

1. 着手前に工事説明会を行い、工事に対する理解を得る。
2. 地元行事の時期を把握し、工程調整を図る。
3. 工事の時間帯が通常範囲を超える場合は、地元と監督員に了解を得たうえで行う。
4. 地元区、小中学校、送迎バス等の関係機関には工程、交通規制等で変更がある都度協議し調整を図ること。

17. 提出書類

1. 工事完了時の提出書類は、竣工書類に下記資料を添付し提出する。
 - (1) 竣工図（管渠工事標準仕様書のとおり）・・・1部
 - (2) 着手前・竣工・工事中的写真（アルバム4～5枚程度）・・・1部
 - (3) 舗装復旧展開図（管渠工事標準仕様書のとおり）・・・3部
 - (4) 住宅地図の写し（対象地権者を赤色で着色）・・・1部
 - (5) 取付管確認書（管渠工事標準仕様書のとおり）・・・1部
 - (6) マンホール鉄蓋の写真（全景、鉄蓋裏、マンホール内）・・・1部

18. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策関係

1. 作業従事者（当該現場の作業に従事している者。全ての下請業者を含む。）の体温及び、健康状態の把握を毎日実施し、健康管理を徹底すること。
2. 作業従事者に感染や濃厚接触の疑いがある場合は、県や市の保健所に相談してその指導に従い、自宅待機をはじめ、適切な措置を講ずること。
3. 作業従事者に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告し、その後の対応についても速やかに検討のうえ報告すること。

19. 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。熱中症対策に資する現場管理費補正を求める場合、事前に監督員と協議を行い、工事完成日以降速やかに根拠資料を提出すること。

20. 再生資源利用等計画書（実施書）の様式について

提出様式は次のいずれかにより電子データで納品するとともに、印刷して提出すること。

- (1) 建設リサイクル報告様式(EXCEL)※国土交通省 HP より DL 可能
- (2) COBRIS(建設副産物情報交換システム)を利用した様式

21. 設計図書の優先順位について

公告された設計図書（閲覧設計書、施工条件明示事項書・特記仕様書を含む）について、

設計図書間にくい違いがあった場合、入札見積に関する設計図書間の優先順位は、次のとおりとします。

- (1) 質問・回答書
- (2) 施工条件明示事項書・特記仕様書
- (3) 閲覧設計書（金抜設計書）
- (4) 数量計算書
- (5) 図面

22. 電子納品に関する事項

しゅん工書類の電子納品については、受注者が電子媒体の提出を希望し、発注者（長野市の工事担当課）が、これを認めた場合に適用する。

電子納品は「工事書類の電子納品に関する運用の手引き（案）」に基づくものとする。
なお、電子納品における書類の作成費用等は工事費の諸経費（共通仮設費の率分）に含まれ、検査に要する費用においても受注者の負担とする。

23. 長野市公契約等基本条例に関する事項

1. 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
2. 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
3. 長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図（共通仕様書に定められたもの）の写し1部を契約後速やかに監督職員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

24. その他

1. 入札時の積算にあたっては、現地踏査及び関連仕様書、本提示書に基づき、設計図書に示す工事目的物を完成させるために必要な施工方法及び仮設方法を十分に検討する。不明な点は入札前に質問し解決する。
2. 工事に関連する測量、設計委託、土質調査等の報告資料は、閲覧が可能である。また受注者には貸与も可能である。
3. 従来の方法にとらわれず、常にコスト意識を持って工事に取り組み、設計に反映できるように努める。
4. その他不明な点は、あらかじめ監督員と協議する。

別表 1

1 残土処分

処分方法	埋め立て受入地への処理、現場内処理除外
残土受入地での整地等	任意
処分先（参考）	株長西（第2種建設発生土想定）
運搬距離（参考）	3.1 km

※処分先は積算上の条件であり、処分先を指定するものではない。

残土（発生土）の処分について

- (1) 処分(搬出)先について、監督員が処分先の変更を指示したときは、それに従うこと。
また、変更協議の対象とする。
- (2) 施工計画書に処分計画（処理方法（場所・形状等）、排水計画、場内維持等）を記載すること。
- (3) 当初の想定より劣悪な発生土が確認され、工事間流用ができない、また、想定 of 処分先では受入れ不可のときは変更協議の対象とする。
- (4) 処分先を想定し処分(受入れ)費を計上していたものについては、現場周辺に無償での受入れ地がないか検討すること。また、受け入れ地があった場合や自社処分の場合に変更協議の対象とする。ただし、整地費（排水施設を含む）は計上できるものとする。運搬費は処分(受入れ)費を含めた設計額を上限に設計変更する。
- (5) 残土については以下の書類を提出し処分方法等について変更協議ができることとする。
 - ① 処分地の規制状況の証明（現況地目、土地所有者、土地利用責任者、利用用途、跡地利用計画、法令（森林法・農地法・都市計画法・砂防法等）に従い適正に処理できることを示す書類等）
 - ② 処分地の関係図面（位置図、平面図、計画図、付属施設の構造図等）
 - ③ 運搬ルート図
 - ④ 土地所有者の契約書（搬入前）
 - ⑤ 処分地の現況写真（搬入前）

なお、変更協議が整った際には、以下の書類を提出すること。

- ⑥建設発生土処理報告書（運搬距離・処理費用等）
- ⑦支払い証明書類（処分料の支払い証明ができる書面・領収書等の添付）
- ⑧残土量の計測資料（土量計算書と対比写真）
- ⑨処分地の写真（搬入中・搬入後）

2 建設副産物

~~産業廃棄物の処分先（参考）~~

廃棄物の種類	運搬距離〔km〕	処理先

~~※処分先は積算上の条件であり、処分先を指定するものではない。~~

~~（1）産業廃棄物、特定建設資材の処理施設は任意とする。従って運搬距離は設計変更の対象としない。~~

工事現場における標示施設等の特記仕様書

(工事の標示)

1 工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。ただし、短期間に完了する簡易な工事については、この限りではない。

- (1) 工事内容 工事の内容、目的等を標示する。
- (2) 工事期間 契約工期ではなく、交通上支障を与える実際の工事期間を標示する。
- (3) 工事種別 工事種別（道路改良、舗装工事等）を標示する。
- (4) 施工主体 施工主体及びその連絡先を標示する。
- (5) 施工業者 施工業者及びその連絡先を標示する。

(標示板のレイアウト)

2 別添図に示すレイアウトを標準とする。色彩についても別添図のとおりとする。

(標示板の材質)

3 反射種別は全面反射型とし、反射シートはカプセルレンズ型（高輝度反射）を原則として使用する。

(費用計上)

4 標示板の製作、設置、撤去に係る費用については、共通仮設費に率計上されている安全費に含むものとし、別途費用計上はしない。

